(6) 資本金別法人数に関する調

	区分	分割法人							県内法人			合計			その他			
		利益法人		欠損法人		小計	利益法人	欠損法人	小計	利益法人	欠損法人	小計	不申告	休業中	清算中	所在不明		
資本金別		2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計	+	利血仏人	入損囚人	+	村盆法人	大損法人	小計 +	法人	が兼甲の法人	の法人	法人
	300万円未満	1	0	1	7	0	7	8	141	458	599	142	465	607	77	38	42	0
300万円以上	1,000万円未満	15	10	25	44	2	46	71	1,508	5,864	7,372	1,533	5,910	7,443	469	231	337	17
1,000万円		49	22	71	49	17	66	137	1,145	3,539	4,684	1,216	3,605	4,821	194	105	211	1
1,000万円超	5,000万円未満	72	37	109	60	20	80	189	704	1,294	1,998	813	1,374	2,187	64	39	97	0
5,000万円以上	1億円未満	21	23	44	26	23	49	93	111	137	248	155	186	341	6	4	12	0
1億円		1	2	3	3	4	7	10	10	14	24	13	21	34	0	0	0	0
1億円超	10億円未満	3	14	17	13	10	23	40	23	22	45	40	45	85	1	2	1	1
10億円		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10億円超	50億円未満	1	7	8	0	7	7	15	1	4	5	9	11	20	0	0	0	0
50億円		0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
50億円超	100億円未満	0	1	1	0	1	1	2	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0
100億円以上		0	1	1	0	2	2	3	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0
	Ħ	163	117	280	202	87	289	569	3,643	11,332	14,975	3,923	11,621	15,544	811	419	700	19

⁽注) 1 この調は、平成22年2月1日か6平成23年1月31日までの間に事業年度が終了し、かつ、当該事業年度までに申告納付期限の到来した普通法人(収入金額課税の法人を除く。)について確定申告の段階で作成した。

² 上期または下期のいずれかに利益がある場合には利益法人とし、上期および下期ともに欠損の場合には欠損法人とした。 なお、不申告法人か否かについても、上期または下期のいずれかに申告があれば不申告法人とはせず、上期および下期ともに不申告である場合に不申告法人とした。 不申告法人について、上期または下期のいずれか、または上期および下期とも決定があったときは、不申告の欄に記載していない。